

第3回大和町総合教育会議 議事録

- 1 開催日時 平成28年1月29日(金) 午前10時30分から午前11時40分
- 2 開催場所 庁舎201会議室
- 3 議 題
 - (1)大和町いじめ問題対策連絡協議会等条例(案)について
 - (2)平成28年度の主な事業(案)について
- 4 出席者
浅野町長、菊地委員長、佐藤委員長職務代行者、若生委員、鎌田委員、上野教育長
- 5 会議に出席した事務局職員
総務課長、同課長補佐(司会)、教育総務課長、同課長補佐、生涯学習課長
- 6 傍聴者 無し
- 7 会議の概要 以下のとおり

司会：ただいまより第2回大和町総合教育会議を始めさせていただきます。

はじめに、大和町総合教育会議運営要綱第2条に拠りまして、本会議は町長が招集し、同要綱第4条に拠り会議は公開となっておりますのでご承知願いたいと思います。

開会にあたりまして、町長より挨拶を申し上げます。

町長：おはようございます。第3回総合教育会議を開催いたしましたところ、皆様方にはお忙しい中、お集まり頂き御礼を申し上げますし、日頃より教育行政さらには町の事務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この総合教育会議につきましては、本年度3回目であります但議題にありますとおり「大和町いじめ問題対策連絡協議会等条例(案)について」と「平成28年度の主な事業(案)について」に教育委員会の方ではご意見を頂いていると存じますが、本日は教育会議の立場からの意見を頂きたくよろしくお願い申し上げます。

司会：それでは本日の会議の進行につきまして、ご説明申し上げます。町総合教育総合会議運営要綱第3条に、会議の進行は町長が議長となり、議事進行を行うとなっております。それでは町長、会議の進行をお願いします。

町長：それでは私のほうで進行役を勤めさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。早速議題にはいります。議題(1)「大和町いじめ問題対策連絡協議会等

条例」(案)について議題とします。事務局説明願います。

教育総務課長：それでは議題の 1 番目でございますが、大和町いじめ問題対策連絡協議会等条例について説明をさせていただきます。まず、この条例につきましては、いじめ防止対策推進法の規定に基づきまして、大和町におきますいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための組織を設置するため、今回設定するものでございます。また、この条例につきましては、町長が提案をいたしまして、議会の議決をもって制定するものでございます。

今後、法令審議、議会社会文教常任委員会への説明等を経まして、議会へ上程させていただきますが、それに先立ちまして、総合教育会議に説明するものです。よろしくお願いいたします。

それでは条文のほうですが、まず第 1 章でございます。これは総則でございますが、第 1 条につきましてはこの条例を制定する趣旨をお示しするものでございます。

第 2 章でございます。第 2 条は設置、第 3 条については所掌事務についてお示しをしております。所掌事務はいじめの防止等に関係する機関、および団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体の連絡調整を図るものとなります。

第 2 条は、大和町いじめ問題対策連絡協議会についてです。併せて別紙の資料を開いていただきますと、いじめ対策推進法の概要が、記載しております。

いじめ対策推進法の概要の 1 頁をご覧くださいと思います。まず総則といたしまして、いじめの定義でございます。

児童、生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している、当該児童生徒と一定の人間関係にある児童生徒が行なう、心理的、または物理的影響を与える行為でインターネット等も含んでおり生徒が心身に苦痛を感じているものが、いじめとして定義されるものでございます。下の 2 番の括弧書きの中でございます。

いじめ防止法でございますが、国、地方公共団体、学校の各主体によるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針について定めており、学校は既に定めております。町も、平成 26 年の 3 月に基本方針のほうは設置策定済みでございます。

次に 2 番目でございますが、地方公共団体は関係機関との連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、その他の関係者により構成される、いじめ問題対策連絡協議会を設置するもので、基本的施策、いじめの防止等に関する措置とありますが、2 番目のほう見ていただきたいと思います。学校はいじめの防止等に関する措置を実効的に行なうため、複数の教職員、心理、福祉等専門家、その他の関係者により構成されるとありますが、これは学校のほうですでに組織を設置しております。

3 番目でございます。個別のいじめに対して学校が講じるべき措置として、いじめの事実把握、いじめを受けた児童生徒またはその保護者に対する支援、いじめを行な

った児童生徒に対する指導、またはその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所管警察との連携についてなどを定めております。

4 番目の重大事態への対処ですが、ここが今回の条例制定で 1 番大事な部分で、学校の設置者、またはその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の自体の発生の防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行なうものとする。

2 として、学校の設置者、又はその設置する学校は、いじめの調査を行なったときは、当該調査にかかわるいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものであると。

3、地方公共団体の長に対する重大事態が発生した場合の報告、地方公共団体の長等による調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずることを定めているもので、条例では第 3 章及び 4 章で調査と再調査を定めております。

資料の 2 頁 3 頁におきましては、その根拠となるいじめ対策推進法の部分を抜粋したものでございます。

第 14 条第 1 項が、いじめ問題に対する連絡協議会の部分、それから第 14 条第 2 項、第 28 条が学校の設置者またはその設置する学校による対処、あわせて第 30 条の第 2 項が、再調査の根拠となるものでございます。

これらを根拠としまして、今回の条例を設定させていただくものでございます。第 2 章から説明させていただきます。第 2 章はいじめ問題対策連絡協議会についてございます。第 2 章は第 2 条で設置に関すること、第 3 条については所掌事務で、第 4 条につきましては、組織で委員については 15 名以内としまして、関連行政機関、学校職員、保護者等から教育委員会が委嘱任命を行なって、任期は 2 年としたいものでございます。2 頁ですが第 5 条は、会長副会長、第 6 条は会議、第 7 条は守秘義務、第 8 条は委任について示したものでございます。

次に第 3 章、大和町いじめ問題対策調査委員会についてですが、第 9 条は設置について第 10 条で所掌事務についてお示ししております。こちらは教育委員会の諮問に応じまして、1 号及び 2 号に掲げる内容を調査審議するものとなっております。

1 点目は事務の行使等のための対策に対する調査研究等に関すること、2 点目はいじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事項にかかる事実調査の関係の調査に関すること第 11 条については組織について示しており委員は 10 名以内とし、法律、教育、心理等について専門的な知識及び経験を有する方から教育委員会が委嘱を行い、任期は 2 年ということでございます。第 12 条は委員長、副委員長、第 13 条は特別な事項を調査するための臨時委員の規定。第 14 条は会議関係者の出席、資料提出について、第 15 条は委任、第 16 条は第 7 条の規定を準用するものでございます。

次に4頁に移りまして第4章で、いじめ問題再調査委員会についてでございます。第17条につきましては、設置を示したものの、第18条につきましては所掌事務をお示ししております。所掌事務につきましては、こちらは町長の諮問に応じまして、法第28条第1項の規定によります、調査の結果について必要な調査を行なうものでございます。第19条、組織でございますが、5名以内の委員を法律、教育、心理等に関する専門的な知識、及び経験を有する方から町長が委嘱するものとされておりまして、こちら任期につきましては委嘱の日からその事務が完了するまでということとしているものでございます。第20条は第7条、第12条、第14条および第15条の準用についてお示しをしたもので、附則につきましては、施行期日でございますが、この条例については公布の日から施行させていただくものでございます。

2番目といたしまして、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。以上がこの条例の概要のご説明ということになります。町の基本方針はもうすでに定めておりましたが、条例がまだ未設置ということで、今回の制定ということでどうぞよろしくお願いします。

町長：只今、いじめ問題対策連絡協議会等条例について説明いたしました。直ぐに意見というのも難しいと思いますが、よろしくお願いします。

菊地委員長：第4条で組織の中で委員で(1)関係行政機関の職員とありますがどのような方を想定しているのですか。(2)大和町立学校職員とありますが、校長なのか教員なのか、(3)児童生徒の保護者とありますがPTA等の補足的な説明をお願いします。

教育総務課長：はい、(1)関係行政機関の職員については、児童相談所の職員、法務局の人権擁護担当部局、大和警察署の3行政機関3名を予定しております。(2)児童生徒の保護者については各小中学校の校長先生8名を考えており、(3)児童生徒の保護者については町PTA連合会1名に推薦をお願いしたいと考えております。(4)町の職員は子育て支援課長と保健福祉課長の2名で14名となり、条例では委員は15人以内で定めておりますそのあたりで任命を考えております。

菊地委員長：了解いたしました。

鎌田委員：いじめ防止対策推進法に基づき町の条例制定となる訳ですが、法律ではいじめ問題対策連絡協議会の構成メンバーには教育委員会が入っているが町の条例では協議会のメンバーには町教育委員会が入っていないが、その辺の整合性は。

櫻井課長：たしかにご指摘のとおりですが、町教育委員会は事務局として運営に携われれば

と考えております。また、今回この条例を制定するにあたり既に制定している全国の市町村の条例を参考としましたが教育委員会が構成員に入っているのは少数でしたのでその辺も参考にしたことを報告いたします。

鎌田委員：構成員として教育委員会が入って教育委員会の意見を述べる機会も必要ではないかと感じたので発言をしたのですが、事務局として発言をした場合と構成員として発言した場合の意見の重みが違ってくる、その辺りで法律では教育委員会が構成員に入ったとの個人的な推測でございます。

町長：他にご意見ございますか。

若生委員：この条例を制定するのは、明確にいじめがあった場合なのか、いじめには至らないが、からかわれて学校に行きたくないとかの初期の段階のいじめですか、表現がうまく出来ませんがケースバイケースで様々な案件があるかと思いますが、この協議会ではどの範囲まで議題とするのかその辺りをお聞きできればと思います。

櫻井課長：この協議会は個別の案件を審査するのではなく、いじめの予防をするための対策を行うための協議会でありまして、いじめの定義については、委員の皆様ご存知のとおり受ける側が苦痛を感じればいじめであり、そういった案件があれば学校、先生が初動の対応を行い、教育委員会が必要な措置を講ずることとなっており、重大な案件、不登校等の案件については、第9条のいじめ問題対策調査委員会が対応するというところでご理解をお願いします。

若生委員：いじめ問題については、教育問題の中でも大変重い課題と認識しており、参考として伺った次第です。

佐藤委員長職務代行者：不確か記憶で申し訳ございませんが、過去にいじめ対策防止教諭が配置されるとニュースがありましたが、学校からは校長先生が構成員と説明がありましたが、専任の先生、代表者だけでも構成員に入らなくて良いのかどうかお願いします。

教育総務課長：来年度から専任の先生が配置される予定ですが、各校長が専任の先生や学校の意見を吸い上げて協議会に臨まれると考えております。まずは協議会をスタートさせて頂き、任期が2年ですのでその時改正が必要であれば構成員を検討したいと考えております。

町長：只今、委員各位から意見を頂きましたが、運用面で参考とさせていただきます。それ

ではよろしいですか。

各委員：異議なし の声あり

町長：この条例につきましては3月議会に上程、審議していただき、可決後に4月からの施行となりますのでよろしくご理解をお願いします。

次に平成28年度の主な事業について説明いたします。

教育総務課長：それでは資料をお開きいただきたいと思います。こちら平成28年度の主な事業として、6頁教育総務課、7頁が生涯学習課に関する形になっております。

この中の新規事業等を中心に、平成27年度の進捗状況等も含めましてご説明をさせていただきますと思います。

この表は、左側に事業名称、主な事業ということで欄を区切っております。事務局運営の欄をご覧いただきたいと思います。主な事業の欄でいじめ対策連絡協議会等ということで、先ほどご説明申し上げました新規事業という形で来年度以降進めてまいります。それから夢と希望と志を語る会開催でございますが、27年度におきましては、町制施行60周年記念事業として開催をし、町内小中学校から、8校の児童生徒が発表いたしまして、元オリンピックの水泳選手田中雅美さんの講演をいただいたところでありました。教育委員の皆様はじめ、来賓の皆様に変な素晴らしい事業であったとの感想をいただいております。ありがとうございました。

28年度以降につきましては、継続で開催をすることといたしまして、今年度の反省を活かして、教育月間である11月に開催を考えているところでございます。

次に確かな学びプロジェクト事業のところでございますが、28年度の新規事業といたしまして、土曜学習（まほろば塾）事業、こちらは中学3年生の希望者を対象に、中総体終了から受験前と想定しておりますが、学習の場を設けて、勉強していただくというようなものでございます。詳細に関してはこれからの部分もございですが、今回初年度でございますので、町内1箇所学習の場を設けまして保護者の責任で送迎を行なっていただいて、事業を行っていきたいと考えております。

次に事業名称、小学校教育振興でございます。スクールソーシャルワーカーの配置事業でございます。こちらは平成20年度から取り組みを行っており県内でも1番早いものでございますけれども、今現在27年度におきましては週2日、教育委員会に朝来ていただきまして、その後小中学校、あるいは保育所、児童館に行つて、問題を抱えている児童生徒、それから家庭に対していろんな関係機関等につないだり、あるいはネットワーク構築とか、改善を模索して、実際改善もおこなっているところでございます。

平成28年度はさらに活動日数を週3日に増やし活動して行く訳ですが、こちら管

内、仙台管内等の状況を聞きますと、各町村でもうちは来年度から始めるとか、どの市町村でも取り組みをを始めているところでございますが、スクールソーシャルワーカーの力量によるところが大きいものになります。そういった人材の不足という問題がありますが、今現在大和町におきましては、素晴らしい方が来ていただいておりますので、引き続きお願いしたいと思っております。

次に事業名称、魅力ある図書館作り整備事業でございます。同じ名称が、下のほうにもございますけども、これは小中学校に分けたもので、平成 27 年度におきましては両方併せまして予算額が約 450 万円、小中学校合計で 1590 冊の購入となる見込です。児童生徒数が大変増えている小野小学校、宮床中学校を除きます学校では、充足率が 100 パーセントを超える見込みでございます。28 年度におきましても、小野小学校、宮床中学校を重点的に整備しまして、他の学校につきましても同規模の整備を予定しているものでございます。

事業名称が小学校建設の部分でございますけども、吉岡小学校校舎等耐力度調査事業でございます。吉岡小学校につきましては築 44 年が経過しており、校舎につきまして、耐力度調査を行い今後の改築事業、あるいは長寿命化事業ですね、その整備方針を導き出すため、方向性を検討するといった事業でございます。

次に中学校建設の欄をご覧いただきたいと思います。宮床中学校南校舎大規模改修事業でございますけども、こちらは 27 年度で実施設計を今現在行なっております。2 月末が納期となりますが、実際の工事につきましては 28 年度、29 年度の 2 ヶ年で行わせていただきます。初年度が主に 1 階の特別教室を中心に行います。2 年目につきましては 2 階の普通教室を改修する予定にしております。出来上がった分から、使い始めるというような考えでおります。校庭拡張事業につきましてはこちら宮床中学校の校庭を北側に広げるもので、こちら 28 年度で取り組ませていただきます。教育ふれあいセンター管理運営は屋内運動場のトイレ改修等事業でございますが、町内 3 箇所の教育ふれあいセンター、旧中学校ですが、そちらのトイレを洋式に改修するものでございます。なお、男女各 1 個は、和式を残して改修予定です。

以上が、教育総務課の事業の説明になりますが、27 年度につきましては概ね予定通りに今のところ進捗している状況でございます。

28 年度は新規事業含めまして、さらに教育環境の充実等を図っていきたいと思っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

生涯学習課長：次に生涯学習課の事業について説明いたします。平成 28 年度につきましては、生涯学習の 5 カ年計画の見直しの年になっておりますので、実施して参りたいと考えております。

生涯学習推進事業につきましては、27 年度につきましては、まほろば大学につきましては、74 名の申し込みがありました。開校式につきましては約 24 名の参加でござ

います。今月 27 日に生涯学習まつり、文化講演会の開催ということで女優の小山明子さんをお招きして 1 時半から実施する予定でございます。

次に家庭教育事業につきましては、引き続き事業実施して参りますが、幼児学習につきましては今年度、「どんぐりクラブ」ということで、3 歳児の子供たち、「かぶっこ」ということで 4 歳 5 歳児の児童で実施しましたが、どうしても 4 歳 5 歳では幼稚園保育所に入るということで、参加者がだいぶ少なかったので、28 年度につきましては、家庭教育サロンということで、0 歳から未就学児までを対象として実施したいと思います。

親子ふれあいキャンプについては、27 年につきましては、28 組の親子申し込みがありました。現在抽選で 15 組の方々で実施しております。やはり 15 組以上ちょっと難しいということなので、来年度は事業所さんと相談しながら検討していきたいと思っております。

青少年教育事業につきましても随時、実施して参りますが、今回は 28 年度につきましては、「志」育成研修事業ということで、29 年度に向けましての事前研修ということでやっていきたいと思っております。

社会教育施設管理につきましては、来年度は旧宮床伊達家の屋根の修復及び西側の塀の修繕工事を実施する予定でございます。

文化財保護普及につきましては、嘉太神分校の跡地を、教育ふれあいセンターへの活用を計画しており、現在嘉太神分校のほうに収蔵している民俗資料の移設ということで、各ふれあい教育センターのほうに移設を考えております。

体育施設の管理につきましては、27 年度から 31 年度までの 5 カ年で、ミズノスポーツに指定管理ということで実施しており、いわゆる今ミズノスポーツの実施事業なんかも実施していただいて、軌道に乗ってきている状況でございます。今年度は、メインアリーナの屋根の修復工事、あと駐車場の白線引きをしております。来年につきましては、サブアリーナのところの屋根の塗装の工事を計画しております。

保健体育総務につきましては、今回は 60 周年の運動会を実施しました。あいにく雨のため中での実施となりました。来年につきましては、新しくスポーツフェスタということでフェアを開催したいという考えでおります。その他にも今中学校とタイアップしながら、1 年間を通じて陸上の指導なんかを検討している状況であります。

あと自転車競技管理につきましても適宜実施するような形になっております。

公民館事業としては、先月実施しました成人式で、「無私の日本」人の単行本を、数が少ないということで、今年度、3 カ年分購入させていただきました。

成人教育事業ということで、植栽、料理教室ということで、27 年度は夜間に料理教室をさせていただきまして、大変好評だったので、来年度も引き続き実施する予定でございます。

女性教育事業につきましては、新たに若者コースを設けていきたいと思っております。

まほろばホールの管理運営につきましては、60周年記念ということもありまして読売コンサート、町民ミュージカル、吉田正オーケストラ、あと大和寄席ということで、今回吉田記念オーケストラ、あと大和寄席につきましては、満席ということで入場者がちょっと心配ではありましたが、だいぶ人が入っていただきました。あと、まほろばホールの管理につきましては28年度につきましては、中央監視装置を交換、あと消防設備についても全自動に交換、あとトイレの様式化ということで、ホールのほう、学習棟のほうを実施する予定でございます。以上で。

町長：只今、来年度のそれぞれの主な事業、説明ありましたけれども、何かありましたら、ご意見を頂きたいと思います。

菊地委員長：確かな学びプロジェクトですけど、対象を中学校3年生ということで、現在成果が上がっているかどうか。説明では中体連が終わってから数ヶ月で学力向上ということですが、例えば1学年から2学年と3学年と予算の関係もあるかと思うのですがそんなことを感じますけども、前に世田谷区で実施していたかと思うのですが、これに近いような、世田谷区の方法はかなり本格的で予算との兼ね合いもあるのですが今のままですと中途半端に終わっちゃうような感じではと思いました。

教育総務課長：いろんなところの事業について参考にさせていただいております。

当面はまず学力向上も当然求めるところですが、やはり3年生の時からジャンプアップというのはなかなか難しいというのは今委員長さんからお話いただいた通りだと思います。

ただし、受験に向けての、対策等というところに向けて3年生を対象にということでございます。

まず先ほど申しましたとおり、初年度、初年度だから良いというわけではございませんけども、まずスタートさせていただいて、当然検討も加える部分、学年を広げる部分、あるいは小学校とかですね、そういった部分にも考え及んでくるのかなという風には思っておりますが、それはまず初年度行って、検討させて頂きたいと思います。

鎌田委員：関連してですが、当然予算もあることですし、受験に向けてということで、教科を限定して行なうわけですか。教科別に募集するとか何かその辺の概要的なものはありますか。

教育総務課長：今のところの予定では2科目です。

上野教育長：大和町の学習状況の調査を見ますと、やはり国語は割と力がついている

状況があるので、それ以外の履修科目を今担当のほうと検討をしながら調査を進めている段階です。

鎌田委員：事務局運営のところの「夢と希望と志を語る会」、町制施行 60 周年事業でやっておりますけども、ここもすばらしいなと思いましたけども、やはり小規模校と大規模校、第三者的にただ参加するのではなく、何か何らかの形でね、児童・生徒が自分もここにしっかりとここに関るという、他の学校の子供たちの児童生徒の様子ということで、その辺のかかわり方というものをね、きちんと統一して、各学校、周知徹底しながら行っていくと本当にすばらしいと思いますのでよろしくお願いします。

あともう 1 点ですけども、この大和町スポーツフェア開催、かいつまんで構いませんのでどのようなことをやろうと考えているのですか。

生涯学習課長：今ミズノスポーツとタイアップしまして、その日、今の時点では 7 月の末、30 日、日曜日か土曜日ということで、ミズノスポーツといろいろ検討しまして、いろんなイベント関係をやりたいなと思っていました。

その他に今中学校のほうに陸上部というのはないものですから、長距離の陸上をしようということで、ミズノスポーツのほうで、無償で中学生を対象に、今後走り方の教室というのをやるという形を実施していきたいなということで、継続して何かポイントポイントでスポーツイベント、あとはマラソン大会という風に、継続しイベントも今検討している状況です。

今はミズノでかかえているプロの方なんかに来ていただきながら、スポーツ教室を行ったり、いろんな測定器を持ってきてもらって、ちょっとできないものもやってみようかということで、ちょっと今初めてなので模索の段階ではありますが、新しいものをやってみようかという話になっています。また広報活動をしっかりして、せっかくいいものをやっても人が集まらないといけないので楽しいなという行事だと思います。以上です。

佐藤委員長職務代行者：小学校教育振興の中にスクールソーシャルワーカーの事業があるのですが、中学校の部分に記載がないのですが。

教育総務課長：すいません。予算の配置上ですね、小学校教育振興費の中においているということでここにのみ記載ありますが、もちろん小中学校同じく、実施予定でありますのでよろしくお願いします。

佐藤委員長職務代行者：あともう 1 つですが、先ほど土曜学習の説明ありましたが、確か大分県だったと思うのですが、民間の方々をボランティアで講師に呼んでだいたい成果

を上げられたというのを数年前で記事であったと思うのですが、確かにプロの方を無料でという方法はもちろんでしょうけども、そういった町の中の人材を使って、予算措置が難しい分の補足になるではと思うのですが、その辺も、もしよろしかったらちょっと大分事例等も参考となると思いますので時間あるとき見ていただければと思います。

教育総務課長：その大分の事例を見させていただいて、参考にできることがあれば参考としたいと考えております。

上野教育長：民間の方というか一般の方々ですね、ご存知のとおり今、放課後学習ということで、地区の方々に来ていただいて、学校入ってもらって、授業後の学習について、先生方と一緒に指導してもらっているというような日常的な形で子育て支援コーディネーター事業というのは実施しております。それから夏冬に実施しているサマー・ウィンタースクールの際にも支援をお願いする形で、これは学生さんと一緒に入って、先生方とやるという形ではっております。

佐藤委員長職務代行者：大分の場合は、形式的には塾のような形で、講師という形で入っておりまして全国の学力のほうでもだいぶ下のほうだったのが、だいぶ上になったと、形が支援と違う形で入っていただいているということだったので、その辺がちょっと微妙ですが、有償と両方使うという、ボランティアさんにはちょっといろいろ出てくるのかもしれないですが、とても面白い形をとっておりました。

例えば英語ですとか、数学ですとか、その住民の長けた方を、講師という形で、本当に教壇で教えていただくので珍しい形だなと思いました。

その面白かったのが、英語教育なのか、特に英語の教師免許を持っていらない方で、ただ自由に海外とかされた方だったりするのですが、そういった方々、教師免許を持たない方もいたので、大変ユニークな取組みだなと思ひまして、参考にさせていただければと思ひました。

町長：町内にもそういった方たくさんいらっしゃるのかと思ひますので参考とさせていただきます。有難うございました。

他にご意見無いようですが、本日ご説明いたしました案件につきましては、また議会の承認を頂いておりませんので、内部での決定ということでよろしくお願ひし思ひます。

この内容で基本的に進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。条例につきましては議会に提案し3月の議会が、承認もらえればということになりますのでよろしくお願ひしします。その他何かありませんか。

各委員：ございません。

町長：それでは、事務局お願いします。

司会：それでは本日ですね、の議題は以上でございますので、終了とさせていただきます。皆さんお忙しいところ大変ありがとうございました。それでは閉会の挨拶を菊地委員長にお願いいたします。

菊地委員長：2つの議題について審議されましてありがとうございます。今回のいじめ対策の条例についての案でございますけれども、この条例が、実際使われないという状況が1番望ましいわけです。

この総合会議の資料にもありましたけども、基本理念としては、やはりいじめを出さないということが肝要なんじゃないかなと。病気にたとえますと、病気になってからの療法はいろいろな処方がありますけども、今病気にならないための、いわゆる健康づくりとか食事とか、そういうことが非常に重要というか、叫ばれていますけども、いじめに対しても、いじめが起きる前とか、学校の先生方も今大変真剣に取り組まれておられるというのは十分に承知しておりますけども、やはりクラス経営とかですね、学校経営、これはやはり感性を磨いていただくということに尽きるのではと思っており、そういったやはり先生方もそうですけども、お1人で悩まないとか、いじめもやっぱり1人で悩まないで、相談する。学校教諭の問題とかですね、それから学校も教育委員会と連携するとか、そういうコミュニケーションとか、これがやっぱり必要なものだろうと思います。

たぶん1つの事例に対してですね、協議会を設けて解決するというと、なかなか難しいものがあるかと思えます。いろいろな事例がありますが、千差万別という言葉があるので、いじめの事例は複合的な要因があり、1つとして同じものがないというのでして大変な問題だろうと思いますが、少なくともまず未然に防止する運営に取り組んでいく必要があるんだろうと思っています。

今日は、新しい事業につきましてもご説明がありましたけれども、またよろしくお願ひいたします。

司会：本日は意見交換、ありがとうございました。

以上をもちまして第3回大和町総合教育会議を終了いたします。皆様大変お疲れさまでした。